

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設について

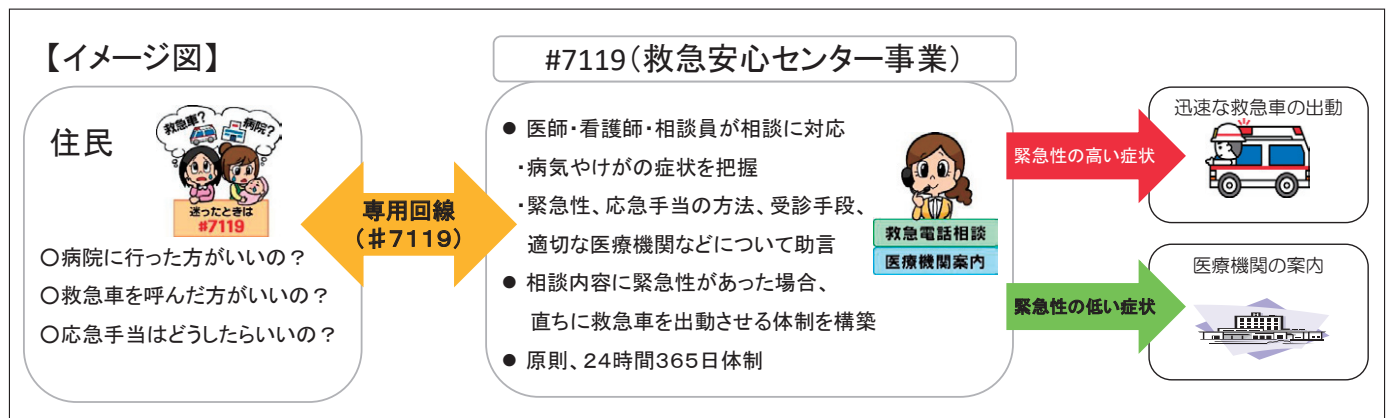
救急企画室

1 はじめに

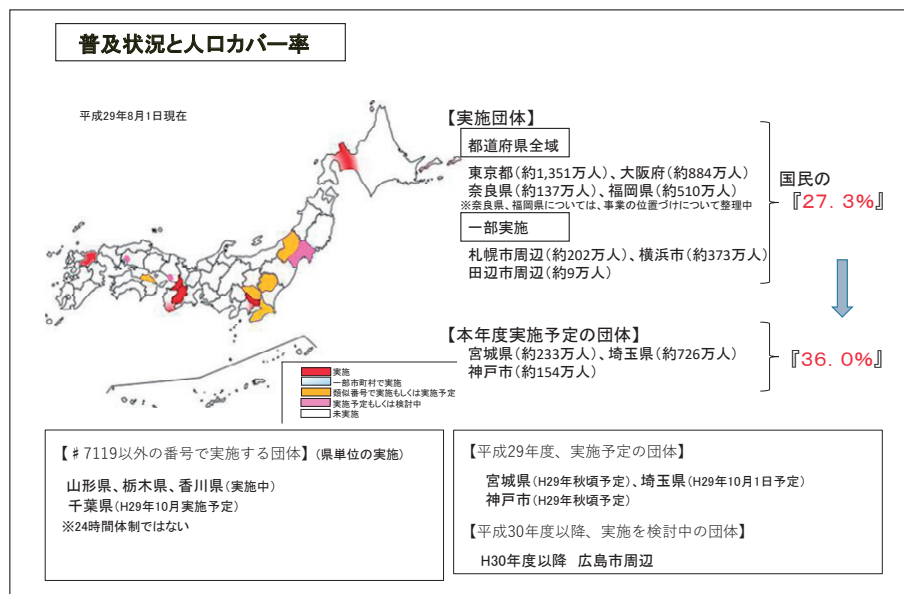
救急安心センター事業（#7119）は、住民が、急なけがや病気をしたときに、救急車を呼ぶか、いますぐ病院に行った方がいいのかなど、判断に迷った場合の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができます（事業の詳細については、「消防の動き4月号」http://www.fdma.go.jp/ugoki/h2904/2904_20.pdfを参照してください）。【図1参照】

本事業は、平成29年8月1日現在、都道府県単位で実施しているものは東京都、奈良県、大阪府、福岡県の4都府県、都道府県内の一部で実施しているものは札幌市（周辺を含む）、横浜市、田辺市（周辺を含む）の3つの地域となっています。本年10月以降埼玉県、宮城県及び神戸市の運用開始が決定しており、全国で10団体、人口カバー率で国民の約36%となる見込みです。消防庁では、更なる全国への展開を目指しています。【図2参照】

【図1】イメージ図



【図2】普及状況



2 救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設

平成28年度「救急業務のあり方に関する検討会」の、事業の全国展開には、幅広いアドバイスのできる体制が必要との提言を受けて、本年5月に「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設について」（平成29年5月10日付け消防救第65号消防庁救急企画室通知）を発出し、アドバイザーの全国派遣を開始しました。

この制度は、実際に#7119の運営に携わっている職員等（自治体職員、医師及び看護師）を「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー」として登録し、依頼のあった都道府県や市町村等に消防庁職員とともに派遣して、本事業導入に向けたアドバイスを行うものであり、アドバイザー派遣に係る旅費等については、消防庁が負担することとしています。【図3参照】

平成29年8月1日現在、#7119を実施中の団体から14名のアドバイザーに登録いただき、本年事業開始を決定している宮城県及び埼玉県、事業の導入を検討している愛媛県に対して派遣し、諸課題の解決に向けてアドバイスを行っているところです。そのほか、複数の団体に対して、電話での助言や資料の提供等様々な形での支援を行っています。

【アドバイスの例】

- ・事業実施の効果
- ・医療機関側のメリット

- ・事業の運用形態
- ・クレームへの対処法
- ・医師や看護師などの人材の確保
- ・事業の広報の方法 等

3 おわりに

アドバイザー制度を開始する以前は、自治体からの様々な質問に対し、消防庁の職員が実施団体に聞き取り等を行い回答していましたが、本制度の導入により、運用面での詳細な質問や導入に向けての必要となる他関係機関との合意形成のノウハウなどを、実施団体から派遣されたアドバイザーがアドバイスを行う体制が整えられました。

また、今後#7119を開始する団体からもアドバイザーの登録をお願いし、#7119の全国への展開を加速させたいと考えています。

現在、実施に向けて検討している都道府県や自治体の関係者でアドバイザー派遣を御希望する場合は、救急企画室まで御連絡下さい。

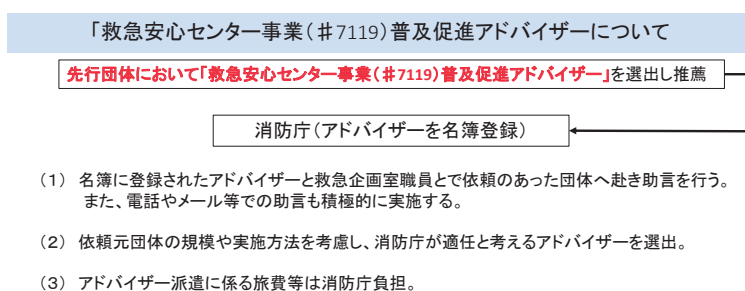
【お知らせ】

消防庁HPに、救急安心センター事業（#7119）の特設ページを開設しました。

アドバイザー制度創設の通知文や事業の普及資料を掲示しています。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_anshin.html

【図3】救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーについて



※ アドバイザーの主な役割

アドバイザー	想定される派遣者
多様な医療関係者（医師会・看護協会・救急医療機関等）及び住民との合意形成の方法について助言	自治体職員、医師、看護師
既存事業との調整の方法について助言	自治体職員
看護師等の人材の確保について助言	看護師
相談プロトコルの確立・看護師等の研修事業への助言	医師
自治体における会議等でのオブザーバーや研修会での助言	自治体職員

3

問合わせ先

消防庁救急企画室 一色
TEL: 03-5253-7529